青春 くるーずあっぷ

1日でも早く会社に貢献したいです！

山本　健太　さん

やまもと　けんた　さん／平成２年６月生まれ／丸玉産業株式会社に勤務／旭町

今年の４月から丸玉産業㈱に勤務している山本健太さんに今回お話しを伺いました。

保育所から中学校までは砂川市で過ごし、高校は津別高校に進学。その後、津別町で就職した山本さんは「親が津別に住んでいるので、津別に就職したら親も安心してくれるし、住み慣れた町にいると自分も安心します」と話してくれました。

仕事では板の合板を担当。「機械を使った仕事のため、安全には十分配慮しています」と話す。

また、「先輩方も良くしてくれるし、休み時間には楽しく話ができ、とても活気のあることですね」と仕事場の魅力を語ってくれました。

休日や仕事が終わった後には、町内のナイター野球に参加したり、よく北見に出かけたりして楽しんでいるそうです。

これからの意気込みを伺ってみると「もっと仕事を覚えて、1日でも早く会社に貢献していきたいです」とやる気に満ち溢れている山本さんでした。

健康いきいき

「デイサービス」をご存知ですか

包括支援センターには、「（体が不自由になったので）自宅でのお風呂が困っている」「介護用品が欲しい」等の様々な相談が寄せられます。

今回は問い合わせや相談の多い『デイサービス（通所介護）』の紹介をしたいと思います。

『デイサービスとは』

ご自宅までの送迎が付き、入浴・食事・各種介護・機能訓練（予防介護）・レクリエーションなどの介護サービスを、日帰りで提供する場所です。

津別町は平成7年に、「津別町デイサービスセンター」を開設し、現在一日定員25名で、月曜日から金曜日まで営業しています。

『デイサービスに通える人』

家庭訪問先で「寝たきりになったら通えないんでしょう」「歩いているうちはダメなんでしょう」と尋ねられることがありますが、デイサービスに来る方は様々です。

車椅子の方も歩ける方も利用されていますが、「介護が必要」という点は共通しています。

デイサービスに通所するには、介護保険の要介護認定を受けて、「要支援」もしくは「要介護」と認定されることが必要です。

その介護度に合わせて、デイサービスの通所に関する事項や、お世話の計画を立てさせていただきます。

またその一方で、寝たきり状態になったり、家庭で介護をする手間が増えると、「お世話をしてくださる方に悪いから」と、デイサービスの中止を考えるご家族もいらっしゃいますが、ご心配はいりません。

デイサービスは、ご利用者と介護を担うご家族の、精神的・体力的な負担を軽減することも目的のひとつです。ご利用者の状態に合ったお世話をいたします。

現在通所されている方はこれからも引き続き、今後利用を考えている方は、ご自身やご家族の健康のため、デイサービスをご利用ください。

ご相談はお気軽に、地域包括支援センターへお寄せください。

お問い合わせ　地域包括センター　☎７６－２１５８

温故知新

【387】

癒しの山づくり

中山　行雄　さん

なかやま　ゆきお　さん／昭和19年3月、津別で生まれる／66歳／上里在住

「祖父は、福井県から上里に開拓で入植し、私が3代目です」と当時を振り返ってくれた中山さん。

「上里地区は、町内の地域から比べると気象条件が厳しく、播種作業が遅く、畑に降りる霜が春は遅く、秋は早く来る心配がある地域です」と語る。

森林資源の豊富な木材の町で「私が小学生の頃は、上里国有林の夏山造材で搬出された運材のため、森林鉄道が走っていました」と話す。

「上里小中学校の生徒数は１３０人を超え、開拓者用の分校があり、学校の近くには営林署の官舎があって、上里市街といわれるほど、当時は多くの人で賑わっていました」と語る。

国有林野事業の経営の合理化が進められ、昭和38年5月20日、森林鉄道が廃止。「鉄道による運材、馬と人の作業からトラック運材、重機に時代は大きく変わりました」と昔を懐かしむ。

山林は約44㌶を所有し、人工林約11㌶、天然林約33㌶で「昭和46年3月、開拓農業協同組合が解散したときの薪炭林（薪及び木炭の原材料の生産を目的とする森林）や離農者の跡地を購入しました」と話す。

「平成21年度ほっかいどう地球温暖化防止貢献の森づくりコンクール」で、全道各地域より出品された山林の中で「カラマツ部門・最優秀賞（北海道知事賞）」を受賞。

同コンクールは、森林の適切な管理育成、林業技術の向上や森林づくりに対する意識高揚を、目的に実施されている。

「私の山づくりは、農閑期の冬場が中心です。愛情を持って辛抱強く手入れをしなければ、良い山になりません」と話された。

森林施業は計画的に実施されていて、特に枝打ちは、高枝打ちノコを用いて6ｍ以上の施業がされ、美しい癒しの山林でした。

暮らしを支える 税

町道民税の知らなきゃ損する豆知識

町道民税は、扶養控除や配偶者控除、障害者控除などの控除の申告をすることにより減額になる場合があります。（ただし、扶養者、配偶者の所得が38万円以上ある場合控除にとることはできません。）

去年、町道民税の申告をして非課税になっていた方で、今年まだ申告をしていない場合、町道民税が課税されている可能性があります。

町道民税が非課税から課税になった場合、介護保険料などの保険料が高くなり、医療の窓口負担が増える場合もあります。

町道民税の申告に必要なもの

1・去年一年間の収入がわかるもの
2・印鑑（認印で大丈夫です。）
3・その他控除に該当するものの証明書（生命保険、地震保険、障害者手帳等）となっております。

申告についての詳しい説明、ご不明な点がございましたら税務担当までご連絡ください。

7月は固定資産税、国民健康保険税第二期の納付月です。

納期限は8月2日(月)です

口座振替のご利用の方は引落口座残高のご確認をお願いいたします。

お問い合わせ　☎76－2151税務担当（内線 219）
収納担当（内線 218）